

# 社会福祉 しずおか

2014

12  
No.769

## 特集

障がいのある人の働く幸せ  
就労を通して、障がい者の  
自立を応援!

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail [spcsw@shizuoka-wel.jp](mailto:spcsw@shizuoka-wel.jp)



# 障がいのある人の働く幸せ

「仕事の報酬として得られるものは？」と聞かれれば、まず頭に浮かぶものは「賃金」ではないでしょうか。

私達は、労働の対価として賃金を手にすることができる上に、社会人としての知識・技術の向上、職場の仲間や関係者との繋がり、達成感など、仕事を通じて多くのものを得ています。

12月3日～9日は、障がいのある人の福祉の推進を図ることを目的とした「障がい者週間」です。そこで、今回は障がいのある人の就労について考えたいと思います。

障がいの有無や程度に関わらず、誰もが就労を通じて働く喜びを共有し、自立した生活を実現するために社会全体で取り組んでいく必要があります。

## 福祉的就労の場

現在、全ての障がいのある人が一般の企業に就職できるような社会環境は整っていません。そうした一般の就労につながらなかった人達をはじめ、在宅で生活する障がいのある人たちの「福祉的就労」の場として障がい者自立支援法が定める障がい福祉サービス事業所（以降「事業所」）があります。

## 事業所での活動について

こうした事業所では、一般企業等での就労が困難な障がいのある人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行っています。

また、事業所では、パンや木工製品などの自主製品の販売や企業の下請作業を行って得た収益を「工賃」としてサービス利用者に支払っています。各事業所が工賃の向上に向けて創意工夫をこらしています。

## なぜ工賃水準の向上が必要？

本県における工賃の平均月額額の推

移は図の1のとおりです。例えば、ある障がいのある人が地域でグループホームを利用して生活するケースを考えると、左の表のとおり地域で自立した生活を送るために二万六千六百五十円の不足が生じます。

支出月額	
グループホームでの家賃、食費等の負担	50,060円
通勤費	7,000円
日常生活費	24,000円
その他（通信費、娯楽費等）	14,000円
<b>支出月額計</b>	<b>95,060円</b>
収入月額	
障害基礎年金(2級)	64,400円
平均工賃(平成25年度)	14,055円
<b>収入月額計</b>	<b>78,455円</b>
<b>支出月額と収入月額の差額</b>	<b>16,605円</b>

誰もが働く喜びを実感し、住み慣れた地域で自立した生活ができる社会（ユニバーサル社会）を目指し、本人や家族、事業所が努力し、それを行政、企業、地域社会など全ての主体が支えていく必要があります。

### 県内事業所における工賃の実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平均の工賃月額	12,562円	13,173円	13,652円	13,953円	14,055円

注※就労継続支援A型事業所等を除く

国や自治体では、工賃の底上げや授産製品の需要を高める施策が進められています。平成二十五年四月に障がい者優先調達推進法が施行され、地方公共団体による授産製品等の調達の推進が図られています。(図3)

今回、自治体と授産施設との間で受注の仲介を行っている団体にお話を伺いました。



一般社団法人  
静岡県社会就労センター協議会  
理事長 三谷 末光 氏

事業所の多くは小規模な施設のため、一般企業に比べ生産力・開発力が弱いです。また、福祉サービスと経済活動とを両立する特殊な施設と言えます。これまでのように、「障がいのある人が頑張ったから買ってください」という意識ではなく、消費者のニーズに目を向け、障がい者が持つ強みを引き出し、商品の開発・品質向上に取り組む姿勢が大切だと思います。

課題と今後の展望について

それぞれの事業所にどんな強みがあつて、どんな仕事を請け負えるか、についてのPRがまだまだ不足しています。そのような状況の中、今回の障がい者優先調達法の施行は、事業所にとって一つの起爆剤になつたと思います。これを機に、授産製品の認知や需要が益々伸びていってほしいです。また、需要の増加については、国や地方公共団体だけでなく社会全体で推進していく必要性があり、将来的には民間企業における優先調達の導入も期待しています。



特定非営利活動法人  
オールしずおかベストコミュニティ  
専務理事兼  
事務局長 鈴木 良夫 氏

一般企業や自治体の需要と、事業所の供給をコーディネートする窓口として活動しています。障がい者優先調達推進法の施行により、平成二十六年（令和二十八年）度における自治体からの受注額は、平成二十五年上半期の約二倍を達成しました。自治体の担当者には、今

後も事業所の特色（強みや生産力についての理解）を深めていただきたいと思います。

優先調達推進法の  
施行と課題について

福祉施設だから出来ないだろう、という先入観は捨て、多くの方に事業所の取り組みを知っていただきたいです。各事業所には、生産性や品質の向上など、経営を改善する意識を強めてもらいたいと思います。自治体など「官」における優先調達の仕組みの導入は明確なビジネスチャンスです。将来的に「一般企業などの」民が優先調達の仕組みに入ってきても対応できるよう、事業所の質の向上が求められています。

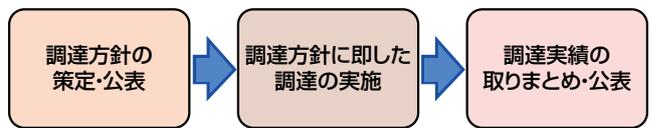
障がい者優先調達推進法

国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障がい者就業施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。自治体ごとに調達方針の策定、調達実績の公表が行われています。

本県における自治体の調達実績

団体名	平成25年度実績 (法施行後)	平成24年度実績 (法施行前)	25年度/24年度 (法施行前との比較)
静岡県	50,877,825円	36,351,492円	140.0%
県内35市町 合計	152,435,148円	131,157,321円	116.2%
合計	203,312,973円	167,508,813円	121.4%

県、市町の取り組み



就労を通して、障がい者の自立を応援！

背景

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障がい者については、雇用義務はありませんが、雇用した場合に身体障がい者・知的障がい者を雇用したもののみなされます）。

静岡県の状況

平成25年4月1日から、雇用率が次のように引き上げられたところです。

事業主区分	法定雇用率		平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒	2.2%

静岡県労働局の統計によると、平成二十五年六月二日現在、静岡県内で民間企業に雇用されている障害者数は九千六百六十六五人、実雇用率一七・二％、達成企業割合は四十六・〇％で過去最高となっています。また、静岡県独自の取組として、「静岡県障がい者就労応援団」があります。

障がい者雇用に実績のある企業等に登録していただき、障がい者雇用を検討している企業からの障がい者採用や職場定着、また福祉施設からの授産製品販売及びその品質に関する相談に対して、助言などを行っていただく取組です。

障がいのある人が活躍する職場について、先駆的に取り組んでいる企業を紹介いたします。

## ㈱リースサンキューの取組

就労を通して、障がい者の

自立を促進する

### はじめに

㈱リースサンキュー(以下「会社」)は沼津市の準工業地域で住宅も多い地区にあります。事業の中で、おしほりや玄関マット等を扱うリース部門があります。おしほりの洗濯業務のうち、包装機へのセット、目視検査等を、雇用されている知的障がい者二十一人と身体障がい者が担っています。

会社として、昭和六十二年から身体障がい者や知的障がい者の雇用を積極的に行っていますが、先代の社長が全国おしほり協同組合連合会の役員であり、精神病院の患者さんが社会復帰するためのリハビリテーションの一環として、おしほりの業務に取り組んできたことが、背景にあります。



おしほりを包装器に入れる作業中の従業員

### 工夫していること

採用については、学校や障がい者支援施設からの紹介や、ハローワーク主催の合同面接会で採用しており、関係機関との連携を取っています。採用にあたっては、実習を二週間行い、業務の適正を判断し、本人とよく話をしていきます。

研修を受講した障がい者職業生活相談員を四名配置し、障がい者の指導を行っていますが、プライベートな相談を受けていることで、信頼関係を構築しています。

また、独自に「職業指導員」を二名配置しています。指導員の役割は従業員のモチベーションを上げることや、業務が上手くできない場合の対応を考えています。

### 従業員の状況

従業員の多くは自宅から電車やバスで通勤していますが、市外から通勤している方もいます。過去に親が送迎支援をしているケースもありましたが、通勤も社会人として自立の一部であることを、親に理解してもらい、本人が自立して通勤できるよう支援しました。雇用を継続していく中で、社会人として扱っていく方針について、

家族の理解が必要であり、よく説明しています。

現在、従業員の多くは真面目で欠勤もなく、通勤しており、一般の社会人として扱っています。

### 苦勞と対応

一方、苦勞していることもあります。知的障がいの特徴として、業務を二回で覚えられなかったり、休み明けになると忘れてしまうケースも多々あります。その対応として、できるまで何度も行いう反復訓練が効果を上げています。また、以前、自閉症があり、あいさつができない従業員がいました。

指導員から、毎朝何度もあいさつをし、呼びかけることを始めました。三年かけてもあいさつができない状況でしたが、あきらめず、継続した結果、自分から小声であいさつできるようになりました。

他にも時計の針で時間が理解できなかったり、三桁より大きな数字が理解できない等のケース等がありますが、課題に向き合いながら、業務を進めていくことが障がい者雇用における前進ではないでしょうか。

### 従業員の社会的自立を考える

従業員の多くは、親と同居している

ますが、一人でアパート生活しているケースもあります。親亡き後は誰もが自立して生活していかなければなりません。高齢の親から「もう面倒みれない」といった相談を受けることもあります。雇用において、親からの将来的な相談を行っており、個別援助にとどまらず、世帯を支援していると言えます。会社としては、業務を通して、誰もが、親亡き後の社会的自立を目指してほしいと願っています。

### 今後に向けて

今後については、グループホーム(共同生活援助)を立ち上げたいと考えています。

従業員の中には、グループホーム入所を希望しているものの、定員に空きがなく、入所を待っているケースもあります。グループホームで生活スタイルを維持しながら、勤務することが、生活面と職業自立を促進できると考えています。

法改正によって、障がい者雇用で悩んでいる企業も多いかもしれませんが、障がい者の自立を考えながら、障がい者が持つ強みを活かし、事業をすすめていく本事例から、ヒントを得ることが多いと思われます。

# ふれあいの居場所「はーとちゃん家」<sup>ち</sup>



～島田市社会福祉協議会の取り組み～

静岡県では、地域に住むあらゆる世代の人々が“いつでも、どこでも、だれでも”気軽に集う場所として『居場所』づくりを推進しています。

その中で、島田市社会福祉協議会では、居場所に取り組んでみたい、近くに居場所があれば…との声を受け、本年7月から「はーとちゃん家」を開設しましたが、従来の「居場所」づくりとは少し趣向の異なる取組となっています。この取組について、地域福祉系の清水沙友里氏にお話をお伺いしました。

## ★社協として開設したきっかけは何ですか？

「居場所」に取り組みたいとの声を聞く一方で、「居場所って何？」という声がありました。島田市社協として、市内に「居場所」を増やしていくために、「居場所」を知らない人でも実際に見て、雰囲気を感じることで、具体的な居場所のイメージを持つことができ、また、実際に関わってもらうことで推進方法の理解を広げていければと、3ヶ月のモデル実施に踏み出しました。

## ★「はーとちゃん家」はどんなところですか？

プラザおおるりで、毎週木曜日(10時～14時)に開所しており、時間内であれば、いつ来ても、いつ帰っても構わないため、気兼ねなく、のんびりできる居場所として、多くの人に利用されています。7月からの3ヶ月間で、延べ228人にお越しいただきました。一人暮らしの高齢者や子育て中の親子、小・中学生など、幅広い利用がありました。

決められたメニューはなく、のんびりおしゃべりを楽しんだり、参加者が自然と特技を活かして、折り紙や手品、踊りなどが行われたり、参加者が主体となり、思い思いの時間を過ごしています。

参加費は無料で、昼食を頼まれる場合は、別途自己負担があります。

## ★今後は？

「一人で家にいるよりも、はーとちゃん家に来ると皆がいて安心する」、「いろいろな地域の人が集まり、知り合いになれて嬉しい」などの声を聞き、3月まで延長することを決めました。

「居場所」を知らない人に「居場所」の雰囲気を感じてもらい、「居場所」に取り組みたい人が具体的な推進方法を学ぶ場となることに加え、身近過ぎず、適度な距離感を保てる広域を対象とした「居場所」も必要であると感じたからです。

島田市には「はーとちゃん家」以外にも、自宅開放型や自治会館等の施設利用型など、それぞれの地域の特性(人や資源)を活かした「居場所」が立ち上がりつつあります。さらに多くの方々が「居場所」に集い、「居場所」に取り組んでもらえるためには、核となる人材の確保や自治会をはじめとする住民の理解、地域の様々な団体との連携が必要であり、「はーとちゃん家」の実践を基に、取組の幅を広げていきたいと考えています。

今後、地域の特性に応じた様々な「居場所」が増えることにより、住民同士のつながりだけでなく、「居場所」間のつながりもできるので、島田市内に温かいつながりを増やしていきたいと思えます。



## NPO・ボランティア団体紹介

平成26年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた53団体の中から、今回は「活動奨励賞」の受賞団体である「NPOあしたば富士」(富士宮市)の活動を紹介します。

### 🍀 「NPOあしたば富士」(富士宮市)

元気な高齢者が援助の必要な高齢者を支援しようと、全日本年金者組合のボランティアの一環として11年前に発足しました。

発足当初、無償でサービスを提供しようとしたが、「無償は頼みにくい」という声が寄せられたため、1時間500円程度(現在1時間900円)で、庭の草取りやゴミの片づけ、通院や買い物など市民に寄り添った温かい支援を行ってきました。

「これまでやれた事が出来なくなったので、助かっているよ。」と、高齢者のみの世帯が増えている中、市民の心強い存在となっています。

今後も、「ハートフルなサービス」を目指して頑張っていきたいと張り切っている「NPOあしたば富士」の皆さん。これからの活躍が期待されますね。



お問い合わせ先

「NPOあしたば富士」

090-3555-7512 (杉森)

## 🍀 平成27年福祉カレンダーの御案内 🍀

このほど、ふじのくに健康福祉キャンペーン推進協議会(静岡県、本会等で構成)が主催する「福祉のまちづくり絵画コンクール」の入賞作品による福祉カレンダーを作製しました。

このカレンダーは、子どもたちが「やさしさでつながる福祉のまち」をテーマに描いた絵や、暦欄には祝祭日のほかに、福祉に関わる日(例えば1月17日は「防災とボランティアの日」など)が掲載されているのが特徴です。

御希望の方には無料で配付しておりますので、以下までお問い合わせください。

なお、在庫がなくなり次第終了となりますので御了承ください。



サイズ等 縦60センチ、横42センチ、13枚綴り

申込み・お問い合わせ先

静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課  
電話 054-254-5224

## 静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成 27 年 2 月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み『WEB サービス』（会員対象）を御利用ください！ →WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/>

研修 NO.	研修名	実施日	会場	対象者	内容・講師
5	中堅職員研修Ⅲ	2/4～5	シズウエル	中堅職員研修Ⅰ・Ⅱを受講した方	中堅職員に必要なコミュニケーションとチームワークの促進、職員指導・育成の基本及び自己啓発の技法を習得する。 講師：福祉職員生涯研修課程指導者
53	社会福祉ミニセミナー【A】 ～高齢者の医学的知識～	2/25	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事務所に勤務する方	高齢者に多く見られる疾患の原因や症状、早期発見のポイントなどについて、高齢患者の特徴を理解するとともに、介護職員に必要な高齢者の医学的基礎知識を学ぶ。 講師：静岡済生会総合病院 医師 菅田 芳文 氏
65	高齢者の転倒予防講座	2/17	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	高齢者の転倒予防について、必要な知識・技能を習得する。 講師：静岡リハビリテーション病院 熊谷 範夫 氏
68	栄養士・調理員研修	2/19	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する栄養士・調理員	利用者の咀嚼・嚥下の能力に合わせた安全でおいしい食事の考え方や提供方法、調理法について学ぶ。 講師：特別養護老人ホームしゃんぐりら 管理栄養士 増田 邦子 氏
102	対人援助職のための「福祉実践力」基礎講座	2/16	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事務所に勤務する方	現場での実践経験を持つ講師から「事例」を基に社会福祉・対人援助の実践理論を学ぶ。 講師：静岡県立大学短期大学部 社会福祉学科 講師 鈴木 俊文 氏

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします！

[kenshu@shizuoka-wel.jp](mailto:kenshu@shizuoka-wel.jp) に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2 か月経過後でも配信がない場合は、下記研修課までご連絡下さい。

詳細は研修課までお問い合わせください。

問い合わせ先：福祉人材部 研修課 電話 **054-271-2174**

### カーテン・リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。  
欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです



### カーペットタイル・リース&クリーニング

カーペット洗淨機

カーペットタイルをリースで導入、月々は小さな負担でも静かで豪華な雰囲気と安全性はイメージアップに大きく貢献します！  
メンテナンス付でいつまでもきれいです！

御施設のご要望にお応えした独自の技術力 株式会社三ナワ  
でお役に立つサービスを提供します。

静岡市葵区産女1060番地の1  
☎054-295-9002 Fax054-295-9003

### ロールスクリーンクリーニング

独自洗淨方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。  
洗淨から乾燥迄、短時間で  
行い、リースも可能に  
ブラインドもOK



### 学校の舞台幕(緞帳)

当社独自の舞台幕メンテナンスです「大変お喜び頂いています」  
ご注文の時期が集中します。御早めに予約願います。



### 転倒防止の滑り止め

玄関、浴室、厨房等、濡れると滑る場所に最適。  
ご心配を安心に変えて頂くために・・・  
※素足用・土足用がございます。



## 家庭用常備薬斡旋のお知らせ

～静岡県社会福祉協議会では、社会福祉従事者の福利厚生の一環として、例年2回家庭用常備薬の斡旋をしています～  
 次回斡旋は以下を予定しています。  
 つきましては、皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

- ◆ 申込用紙送付日：平成26年11月中・下旬
- ◆ 申込締切日：平成26年12月25日(木)
- ◆ 商品引渡し予定日：平成27年1月下旬  
 (大日商事(株)から発送)

※健康保険組合・共済組合等各団体で、疾病予防対策の一環として各組合で斡旋している医薬品は、大量生産の為、一個当たりの価格が市販のものに比べてかなり割安です。

各事業所様・個人様のご家庭用としてお使いいただけます。



問い合わせ先：静岡県社会福祉協議会 総務部 総務課  
 TEL 054-254-5248

## お部屋のリフレッシュは e-整活へ!

お問い合わせください。

- 遺品整理
- 清掃・特殊清掃
- リサイクル品の買取
- リフォーム
- 不動産・自動車の売買取次
- 不用品片付け・移動のお手伝い



遺品整理 岩本商店

検索

県内全域  
サポート!

054-247-1879  
株式会社 岩本商店

CM放送中

## 明るく健康な未来に向けて

すべては「健康」のために…私たちは誠意と熱意で応えます。

〈事業内容〉

医薬品、防疫薬品、医薬部外品、化粧品  
 健康食品、健康関連用品の取り扱い。

家庭常備薬の斡旋をご利用ください。

お客さまのニーズにあった商品を豊富に取り揃えております。



## 大日商事株式会社

TEL(06)6952-7015

FAX(06)6952-7137 大阪市旭区大宮4丁目18番18号  
 東京営業所 東京都大田区西蒲田7-4-3-406 TEL(03)-5713-0381

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成26年度

## ボランティア活動保険

全国200万人  
加入!!

### 補償金額 (保険金額)

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	

### 年間保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
	天災タイプ*	460円	690円

(基本タイプ+地震・噴火・津波)

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

\*天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

### 保険金をお支払いする主な例

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこぼした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

● お申込み、詳しい内容のお問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社  
 TEL:03(3593)6245

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
 受付時間：平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。